

张宗平 吕永和 译

清末北京志资料

北京燕山出版社

凡例

一、本书之目的在于收罗有关北京之一切事项，以使读者能对北京有一般之认识。

二、本书并不从一开始就要求完善，而是先写成书稿，然后随时修订，最后形成一部完善的《北京志》。故本书收录时着眼点在于不求范围狭小详尽，而求虽或粗略，但要广泛。

三、本书系由十余人分别执笔编纂而成，故有记载详略不一之处，脱稿时间亦有迟早之不同。且因近年来清朝官制等修订频繁，若一定要使记载写至当前，则各部分已成书稿均须改写。故此，本书记载内容定为截止至一九〇七年七月，凡涉及此后之变化，一律不再收录。虽属此前之变化，诸如官制等，本书仍保留变化以前之旧稿，改革后之官制则另行追补。其他方面之变化不以此为例。

四、一事而关系到数章的，多在某一章集中记述，在其它章中再现时则仅录其名，并加注参见某章某节，以免重复。有的因叙述上之关系而散见于数章，则互相加注参见某章某节。

《北京志》编纂始末大要

一九〇四年十二月，受当时北京驻屯步兵队长山本中校之托，编纂《北京志》。故此，首先商定编纂大纲如下：

一、定《北京志》收录事项约三十九章，在留驻北京之日本官民中各方面广求适当人物，委托其撰写其中一章乃至数章，由我担任全书之编纂。

二、每章以约一万字为准，但不妨依事项而增减。

三、以大约三个月为各章之脱稿期。

四、各分担撰写人之初稿，每完成一部分，随即送至山本中校处，经刻印后分发每位撰写人，以供参考，同时征求意见。

按以上大纲，我首先拟订收录事项目录，委托十余位分担撰写人，然后于一九〇五年一月，在山本中校办公室召开第一次编纂会议，就我提出之收录事项进行讨论，加以确定，并就上述编纂大纲征得各位的意见，同时还商定了全书的体裁。

数日后，又召开第二次会议，根据上次会议的决定，讨论各分担撰写人提出之各章的节、目，并加以确定。此后，各自着手撰写。后来在各撰写人交来部分原稿之后，又召开了两次会议，就编纂事宜有所讨论。

当初曾商定计划以一九〇五年四月底为截稿日期，但着手后由于调查颇费周折，根据各位撰写人提议，决定延期至六月底。然而，当初担负撰写的人中有的已调往他地，有的已经故去，以致他们所担负的章节不得不另托他人，或部分重新补写。为此，书稿的加工、整理大大推迟。尽管有一部分早已脱稿，并

已送到我的手里，但由于其它部分尚未完成，故无从进行全部整理。直到今年夏季，总算得以整理全部书稿。

各分担撰写人提出之原稿虽然详略不一，但未硬性进行改动，我只从全书体例考虑做了某些修改。再者，早脱稿之部分由于岁月推移，情况变化，旧稿有的已难原样使用。对此部分，或保留旧稿，另加追补，或对旧稿加以修改。凡此追补修改，均为我一人之意见，并未同撰写人一一商议，故责任全在我一人。

各分担撰写人姓名所分担之事项如下：（但当初只经委托，而未实际执笔者之姓名则一律不记）。

第一章至第五章，北京大学堂教习文学士坂本健一。

第六章至第十二章及第二十五章的一部分，第二十九章的一部分，第三十、第三十二章，北京大学堂正教习文学博士服部宇之吉。

第九、第十章，现任领事馆书记生大和久义郎。

第十三、第十六章，前北京警务学堂总教习稻田穰和佐藤长次郎，北京高等巡警学堂教习浅井新太郎。

第十四章，北京驻屯步兵团附步兵上尉渡边宽。

第十五章，前译学馆教习安井小太郎。

第十七、第二十章，北京法政学堂教习法学士杉柴三郎。

第十九、第二十一、第二十二章，北京帝国公使馆西田咲

一。

第二十三、第二十四章，北京大学堂教习理学士矢部吉祐。

第二十五章的一部分，第二十六章，故北京帝国邮政局长庄益卫。

第二十七、第二十八、第三十三章，现任领事馆书记生宫村季雄。

第二十九章的一部分，本派本愿寺派出人员堀贤雄。

第三十一章，前北京驻屯步兵团副军医赤羽操。

第三十九章，北京法政学堂教习文学士矢野仁一。

第十八章及第三十四章、第三十八章主要委托清国人恩福执笔，译出后有所增删。

书中所附图片，乃由前北京驻屯步兵团副福永主计及吉川曹长亲自到现场拍摄的。

一九〇七年十月五日

服部宇之吉

目 录

第一章 建置沿革	1
第一节 元代以前的北京.....	1
(一) 奠都燕京的理由.....	1
(二) 建都以前的燕地.....	2
(三) 辽之南京, 金之中都.....	4
第二节 元、明时代的北京.....	7
(一) 城址的变迁.....	7
(二) 元大都.....	8
(三) 明代的北京.....	9
第三节 清代的北京	10
第二章 地势与水利	11
第一节 地势	11
第二节 水利	12
第三章 市街	14
第一节 城廓	14
第二节 内城	15
第三节 外城	19
第四节 道路	20
第四章 皇城及行宫	23
第一节 皇城	23
第二节 行宫	24
(一) 万寿山(又称颐和园)	24

(二) 万寿寺	25
(三) 玉泉山	25
(四) 南苑	25
第五章 祀坛寺观	27
第一节 太庙、社稷坛	27
第二节 天、地、日、月、先农坛	27
第三节 祠堂	29
(一) 堂子	29
(二) 帝王庙	29
第四节 寺刹	29
第五节 庙观	31
第六节 礼拜寺、教堂	31
第六章 官衙	32
第一节 中央官衙	32
第二节 地方衙门	34
第三节 各国公使馆及兵营	34
第七章 人口和种族	35
第八章 皇室和贵族	36
第一节 皇位的继承	36
第二节 立皇后	37
第三节 摄政、辅政、训政、垂帘听政	38
第四节 妃嫔(参见第九章第八节选秀女条)	39
第五节 皇子皇女	39
第六节 宗室及觉罗	40
(一) 宗室的封爵	41
(二) 亲王以下的俸禄	42
(三) 王府的官员设置	43
(四) 亲王以下的职务	43
第七节 管理皇室及宫廷典例的衙门	43

(一) 宗人府	43
(二) 内务府(附：领侍卫府及銮仪卫等)	44
(三) 太常寺、光禄寺、鸿胪寺	45
第八节 宦官	45
第九节 外藩王公等	46
第十节 公侯伯子男及其他爵位	47
第九章 旗人	49
第一节 满蒙汉八旗的区别及八旗在北京之配置	49
第二节 八旗编制与官员设置(步军营、步军统领及 官厅参见第十六、第十九章)	50
(一) 都统以下的官兵	50
(二) 前锋、护军、亲军、步军、火器五营	51
(三) 侍卫	53
(四) 外三营	53
第三节 八旗武官及兵丁的俸饷	54
第四节 值年旗	56
第五节 旗人与文武科举	57
第六节 旗人与选叙(参见第十一章第五节四)	59
第七节 关于旗人的特殊规定	60
(一) 居住	60
(二) 营利事业	60
(三) 结婚	60
(四) 土地房屋的买卖	60
(五) 赏银	61
(六) 贱业	61
(七) 爵位与俸禄	61
(八) 子女的买卖	61
(九) 小钱粮	61
(十) 守制	61

第八节	选秀女	62
第九节	驻防旗人	63
第十节	有关八旗的杂事	66
第十章	北京与外交	67
第一节	英法联军进入北京	67
第二节	新设总理衙门及各国公使馆的设立	70
第三节	义和团事件	71
(一)	各国使馆地界的扩大	73
(二)	各国使馆的防备	73
(三)	诸官衙的迁移	75
(四)	延长铁路线	75
第四节	对各国使臣的礼仪	76
第十一章	清国官制及选叙	78
第一节	各部院官员的设置	78
第二节	各省官员的设置	80
第三节	书吏	85
第四节	内外官员的官阶俸禄	87
第五节	文官选拔	88
(一)	正途选拔	92
(二)	吏员选拔	92
(三)	捐纳	93
(四)	满汉文官选拔的区别	93
第六节	初任及晋级	94
(一)	候补与候选	94
(二)	晋级顺序	95
第七节	官与补职	96
第八节	文官的身份等级	96
第九节	文官的授爵、诰封等	97
第十节	武官的选叙资格 (参见第九章及第十四章)	

	97
第十二章 清国行政组织	98
第一节 议政机关	98
(一) 军机处	98
(二) 政务处	99
(三) 行政各部	99
(四) 九卿翰林科道	99
(五) 会议官	100
第二节 行政机关	100
(一) 中央行政机关	101
(二) 地方行政机关	104
第三节 监督机关	107
第四节 诏敕上谕的拟撰及公布	108
(一) 军机处	108
(二) 内阁	108
(三) 稽查上谕事件处	109
(四) 六科给事中	109
第五节 上奏	110
第六节 中央各部与地方各部的关系	110
(一) 行政上的关系	110
(二) 财政上的关系	110
第十三章 清国的司法制度及北京的司法衙门和监狱	112
第一节 各省司法机关概要	112
(一) 法院	112
(二) 审判之管辖	112
(三) 审问	113
(四) 上诉	113
(五) 秋审	114

第二节 满、蒙及西藏的司法机关概要	115
(一) 满洲	115
(二) 蒙古	115
(三) 西藏	116
第三节 三法司	116
(一) 刑部(按新官制改成法部)	116
(二) 都察院	119
(三) 大理寺(按新官制改成大理院)	120
第四节 北京的司法机关	120
(一) 刑部	122
(二) 步军统领衙门	122
(三) 巡警厅	122
(四) 顺天府及大兴、宛平二县	130
(五) 宗人府	131
(六) 内务府	131
第五节 法典	132
(一) 《大清会典》	132
(二) 《大清律例》	133
(三) 则例	134
第六节 刑的执行	136
(一) 刑制	136
(二) 赎刑	141
(三) 保释及假释	142
(四) 拷问	142
(五) 刑具	142
第七节 监狱	143
(一) 狱官及狱吏	144
(二) 在监犯人	144
(三) 牢房	145

(四) 衣食及其他.....	147
附：光绪三十二、三十三年中央及地方	
官制改革.....	148
第一节 官制改革的由来.....	148
第二节 官制改革的困难.....	149
第三节 新官制的重点.....	150
第四节 新官制.....	151
(一) 立法机关.....	151
(二) 行政机关.....	152
(三) 司法机关.....	154
(四) 监督机关.....	156
(五) 咨询机关.....	156
第五节 各部院的官员及职权.....	156
第六节 东三省官制的改定.....	158
第七节 官制改革的结果.....	160
第十四章 清国军制大纲.....	162
第一节 陆军部.....	162
(一) 军咨处及海军处.....	162
(二) 海军处.....	162
第二节 新军制略.....	163
(一) 分军制略.....	163
(二) 常备军制略.....	163
(三) 续备军制略.....	163
(四) 后备军制略.....	164
(五) 督练制略.....	164
(六) 补官制略.....	164
(七) 募兵制略.....	164
(八) 训练制略.....	165
(九) 检阅制略.....	165

(十) 奖励制略.....	165
(十一) 惩罚制略.....	166
(十二) 缉逃制略.....	166
(十三) 恤赏制略.....	166
(十四) 退休制略.....	167
(十五) 军器制略.....	167
(十六) 团队编制.....	167
(十七) 陆军将校军衔服制.....	168
(十八) 陆军军人的俸给.....	168
第三节 常备军.....	170
第四节 旧式军队编制.....	170
(一) 八旗兵.....	170
(二) 绿营.....	170
(三) 练勇.....	170
第五节 陆军学堂制度.....	171
(一) 总论.....	171
(二) 陆军小学堂.....	171
(三) 陆军中学堂.....	172
(四) 陆军军官学堂.....	172
(五) 陆军大学堂.....	172
(六) 速成陆军学堂.....	172
(七) 速成师范学堂.....	172
(八) 讲武堂.....	172
(九) 学兵营.....	173
(十) 步骑炮兵专科学堂.....	173
第六节 陆军部直辖陆军学堂.....	173
(一) 总论.....	173
(二) 京师陆军小学堂.....	173
(三) 武备速成学堂.....	173

(四) 军官学堂	174
(五) 讲武堂	174
(六) 学兵营	174
(七) 宪兵学堂	175
(八) 陆军经理学堂	175
(九) 军医学堂	175
(十) 陆军马医学堂	176
第七节 海军	176
第十五章 清国教育制度及北京的官立、 公立、私立学校	183
第一节 学制的由来	183
第二节 北京的各类学校	186
第三节 官立学校	196
(一) 京师大学堂	196
(二) 京师法政学堂	197
(三) 京师译学馆	198
(四) 医学专门学堂	198
(五) 宗室觉罗八旗高等学堂	199
(六) 第一初级师范学堂	200
(七) 高等巡警学堂	200
(八) 法律学堂	201
(九) 测绘学堂	201
(十) 贵胄学堂	202
(十一) 高等实业学堂	202
(十二) 艺徒学堂	203
(十三) 俄文学堂	203
第四节 公立学校	204
(一) 顺天高等学校	204
(二) 五城中学堂	204

第五节 私立学校	205
(一) 求实中学	205
(二) 愿学堂	205
(三) 乡学	205
(四) 官话字母义塾	206
(五) 义学	206
(六) 散学与专学	206
第六节 女子学校	207
(一) 北京豫教女学堂	207
(二) 淑范女学校	208
(三) 和育女学堂	208
(四) 女学传习所	209
(五) 慧仙女学堂	209
第七节 外国人开办的学校	210
(一) 北京东文学社	210
(二) 文明学校	211
(三) 清语同学会	212
(四) 文武学堂	212
(五) 汇文大学堂	213
(六) 育英学馆(附协和书院)	213
(七) 法文学堂	217
(八) 贝满书院	218
(九) 慕贞书院	218
(十) 德华普通学堂	219
(十一) 协和医学堂	219
第十六章 清国警察制度及北京的警察制度	221
第一节 警察的权限及朝野之信赖	221
第二节 各省警察组织概要	222
(一) 直隶省警察组织	222

(二) 有关职员及一般业务.....	223
(三) 统一及联络.....	224
(四) 镣局.....	225
第三节 旧制下的北京警察.....	225
(一) 步军统领衙门(参见第十九章第四节)	225
(二) 左右翼及五营.....	226
(三) 顺天府捕盗营.....	226
(四) 城门守卫.....	227
(五) 外国人交涉案件.....	227
(六) 保甲制.....	227
(七) 自卫自治.....	228
(八) 取缔乞丐及无赖汉.....	228
第四节 新制下的北京警察.....	229
(一) 各国占领时期.....	231
(二) 警务学堂.....	238
(三) 巡警总厅.....	239
(四) 街道管理.....	243
(五) 公使馆区域的警察.....	244
第五节 警察官署对轻罪犯的处罚.....	251
第六节 宫内警察.....	251
(一) 八旗护军营.....	251
(二) 陵庙护卫.....	251
第七节 消防警察.....	252
(一) 水会.....	252
(二) 消防队.....	255
第八节 铁路警察.....	258
第十七章 清国货币制度及北京的货币.....	259
第一节 清国货币制度.....	259

(一) 政府的收支货币	259
(二) 社会上流通的货币	261
(三) 将来的货币制度	263
第二节 货币铸造	265
第三节 北京的货币	267
(一) 金、银	267
(二) 制钱	268
(三) 银元和铜元	269
(四) 票子	271
第四节 私钱处理及制钱改铸	272
第十八章 金融	275
第一节 钱市	275
第二节 钱铺	277
第三节 银号	281
第四节 炉房	283
第五节 汇票庄	284
第六节 金店	284
第七节 户部银行	285
第八节 外国银行	286
第十九章 北京的地方行政	287
第一节 北京地方行政概况	287
第二节 顺天府行政	287
(一) 地域和管辖区域	287
(二) 行政机关	288
(三) 组织及权限	290
(四) 处理事务的手续	294
(五) 官员、幕友、书吏、衙役、家丁的收入	
	296
(六) 与其他官厅的关系	298